

令和2年度 議会基本条例の検証結果一覧表

※各設問は5段階評価により1～5点で採点		令和2年度		平成29年度		比較	
番号	設 問	平均点数		平均点数		平均点数増減	
第1条(目的)		平均		3.83		3.50	
1	議会基本条例の目的を果たしているか		3.83		3.50		0.33
第2条(議会の活動原則)		7項目平均		3.52		3.43	
2	公正性、透明性、信頼性を重視し、市民に開かれた議会になっているか		3.92		3.91		0.00
3	市民本意の立場に立ち市長等の市政運営を監視しているか		3.92		3.74		0.18
4	市民と一緒にまちづくりの活動に取り組んでいるか		3.33		3.43		△ 0.10
5	議会の活動への市民参加を進めているか		3.42		3.09		0.33
6	多様な意見の把握に努め、政策立案及び政策提言に反映させているか		3.50		3.17		0.33
7	規律ある分かりやすい議会運営に努めているか		3.46		3.65		△ 0.19
8	市民の傍聴意欲を高めるための措置を講じているか		3.08		3.04		0.04
第3条(議員の活動原則)		5項目平均		3.96		3.55	
9	議員間の自由かつつつな討議を行っているか		3.96		2.70		1.26
10	市政の課題及び市民の意見を的確に把握しているか		3.87		3.70		0.17
11	自らの能力を高める不断の研さんを行っているか		3.91		3.70		0.22
12	市民全体の代表者及び奉仕者としてふさわしい活動をしているか		4.04		3.83		0.22
13	特定の団体、地域代表にとどまらず、市民全体の福祉向上を目指して活動しているか		4.00		3.83		0.17
第4条(会派)		3項目平均		3.58		3.55	
14	議会運営及び政策立案、政策提言等の役割を担っているか		3.77		3.32		0.45
15	議会運営等に関し、会派間、会派に属さない議員との調整を行っているか		3.43		3.68		△ 0.25
16	議会運営等に関し、会派間、会派に属さない議員との合意形成に努めているか		3.52		3.64		△ 0.11
第5条(市民と議会との関係)		14項目平均		3.71		3.79	
17	議会の活動に関する情報公開を徹底しているか		4.13		3.87		0.26
18	市民に対する説明責任を十分に果たしているか		3.75		3.74		0.01
19	議会の会議は、原則として公開しているか		3.88		4.35		△ 0.47
20	学識経験者等による専門的調査の活用をしているか		2.67		2.83		△ 0.16
21	公聴会制度を十分に活用しているか		2.54		2.70		△ 0.15
22	参考人制度を十分に活用しているか		3.04		3.00		0.04
23	市民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めているか		3.54		3.43		0.11
24	請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けているか		5.00		5.00		0.00
25	審査においては、提案者の意見を聴く機会を設けているか		5.00		3.83		1.17
26	市民が議会の活動に参加できるような措置を講じているか		3.39		3.23		0.16
27	議案に対する各議員の態度を議会広報等により公表しているか		5.00		5.00		0.00
28	議会報告会を年1回以上開催しているか		3.79		5.00		△ 1.21
29	議会の説明責任を果たしているか		3.58		4.00		△ 0.42
30	審査、諮問又は調査のため附属機関を設置しているか		2.68		3.04		△ 0.36
第6条(市長等と議会の関係)		3項目平均		4.01		4.14	
31	広く市政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式を行っているか		5.00		5.00		0.00
32	市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行っているか		3.78		3.86		△ 0.08
33	市長その他の説明員の出席要求を必要最小限にとどめているか		3.26		3.55		△ 0.28
第7条(監視及び評価)		9項目平均		3.72		3.60	
市長等に対して、次に掲げる事項の背景説明に努めるよう求めているか							
34	(1)政策等を必要とする背景		3.78		3.70		0.09
35	(2)提案に至るまでの経緯		3.70		3.52		0.17
36	(3)市民参加の実施の有無及びその内容		3.75		3.57		0.18
37	(4)気仙沼市総合計画との整合性		3.83		3.74		0.09
38	(5)財源措置		3.83		3.74		0.09
39	(6)将来にわたる効果及び費用		3.71		3.52		0.19
40	予算、決算の審議に当たって、分かりやすい説明資料を求めているか		3.83		3.61		0.22
41	立案及び執行における論点及び争点を明確にしているか		3.54		3.52		0.02
42	執行後における政策評価に資する審議に努めているか		3.54		3.52		0.02
第8条(法第96条第2項の議決事件)		平均		5.00		5.00	
43	市政の重要な計画等について議会の議決事件を条例で定めているか		5.00		5.00		0.00
第9条(討議による合意形成)		2項目平均		3.79		3.02	
44	必要に応じ議員相互の自由な討議を中心に運営しているか		3.83		2.91		0.92
45	合意形成に向けて議員相互の議論を尽くすよう努めているか		3.75		3.13		0.62
第10条(議会広報及び広聴の充実)		3項目平均		3.83		3.65	
46	市政、議会の情報について、多様な広報手段により市民周知に努めているか		4.00		3.83		0.17
47	市民の意見、要望を取り上げる広聴活動に努めているか		3.57		3.35		0.22
48	議員で構成する広報及び広聴機能を持つ組織を設置しているか		3.92		3.78		0.13
第11条(議員研修の強化)		2項目平均		3.00		3.00	
49	議員の政策立案能力の向上を図る議員研修の強化に努めているか		3.00		3.09		△ 0.09
50	各分野の専門家、市民等との議員研修会を開催しているか		3.00		2.91		0.09
第12条(議員の政治倫理)		平均		4.17		4.18	
51	議員の品位を保持し、識見を養うよう努めているか		4.17		4.18		△ 0.01
第13条(政務活動費)		2項目平均		4.29		4.21	
52	政策の調査研究その他の活動を積極的かつ確実にしているか		4.24		4.10		0.14
53	政務活動費の透明性確保のため、活動状況、収支を市民に報告しているか		4.33		4.33		0.00
第14条(委員会の活動)		3項目平均		3.49		3.29	
54	委員会は、政策立案、政策提案を積極的に行っているか		3.25		3.09		0.16
55	市民との情報交換、意見交換する懇談会等を設けているか		3.54		3.00		0.54
56	閉会中においても委員会活動を積極的に行っているか		3.67		3.78		△ 0.12
第15条(議員の定数)							
※評価対象外(改正の手続きを定めたもの)							
第16条(議員報酬)							
※評価対象外(改正の手続きを定めたもの)							
第17条(議会図書室)		3項目平均		1.78		2.05	
57	議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営しているか		1.96		2.27		△ 0.32
58	議会図書室の図書の充実に努めているか		1.91		2.09		△ 0.18
59	議会図書室を一般の利用に供しているか		1.48		1.77		△ 0.29
第18条(議会事務局)		平均		3.63		3.61	
60	議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めているか		3.63		3.61		0.02
第19条(最高規範性)		平均		4.17		3.96	
61	条例、規則、規程の制定に当たって基本条例との整合を図っているか		4.17		3.96		0.21
第20条(継続的な検討)		2項目平均		3.91		3.61	
62	基本条例の目的達成度について継続的に検討しているか		4.04		3.59		0.45
63	制度の改善等の必要がある場合は、所要の措置を講じているか		3.78		3.64		0.15
全設問の平均点数				3.66		3.57	